

兵庫子ども食堂ネットワーク 会則

第1条 (会の名称)

本会の名称を「兵庫子ども食堂ネットワーク」と称する。

第2条 (事務所)

本会の主たる事務所を神戸市東灘区深江本町1-8-16-101に置く。

従たる事務所を尼崎市上坂部3-20-6-102に置く。

第3条 (会の目的および活動内容)

兵庫県（主に南部）で開設している子ども食堂が互いに連携し、情報、ノウハウを共有しながら切磋琢磨し、子ども食堂の継続、発展につなげることを目的とする。

第4条 (活動)

前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)子ども食堂のネットワーク会議を開催する。
- (2)グループメールに登録し、子ども食堂に関わる情報交換を行う。
- (3)その他目的を達成するために必要な事業を行う。

第5条 (会員)

- 1) 原則として兵庫県（主に南部）に開設している子ども食堂運営団体または開設準備中の団体とする。
- 2) 会員登録は、所定の参加申込書を事務局に提出する。
- 3) グループメールに加入することができる。
- 4) 会員は市区単位とした地域グループに所属する。
- 5) 会員は退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

第6条 (総会)

全会員で構成する。

総会は毎年1回開催する。日時、会場等の事情に応じて、書面またはインターネットでの総会を開催する場合もある。但し、必要があるときは臨時に総会を開催することができる。

総会は代表が招集する。

総会の議長は代表がこれに当たる。

総会での決議事項

- ・会則、事業等の改廃
- ・事業計画並びに収支予算及び決算
- ・役員を選任及び解任
- ・その他本会の運営に関して重要な事項

第7条 (地域代表連絡会)

それぞれの地域グループで推薦、自薦で選出された地域代表により地域代表連絡会を構成する。地域グループは、当面は20グループを上限とする。
地域代表及び地域代表連絡会の求めに応じて、代表が招集する。
地域代表連絡会の議長は代表がこれに当たる。
地域代表連絡会は地域のこども食堂グループと兵庫こども食堂ネットワークのパイプ役として、情報発信を行う。

第8条 (役員会)

地域代表連絡会を構成する地域代表の互選で、代表、副代表、会計、監査を選出する。
役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
代表、副代表、会計、監査、事務局で役員会を構成する。

代 表 1名

副代表 2名

会 計 1名

監 査 1名

事務局 特定非営利活動法人フードバンク関西 一般社団法人ポノポノプレイス

第9条 (役員会の役員職務)

代表 会を代表し、運営を統括する。
副代表 代表を補佐する。代表不在のときは、その職務を代行する。
会計 会の出納事務を担当する。
監査 会の業務及び財産の状況を監査する。
事務局 会の事務全般を担当する。

第10条 (役員会の運営)

地域代表連絡会または役員会構成員の要請を受けて代表が役員会を招集し、協議する。
支援物資の受け入れ、配布など前例があるものについては、役員会で決定し実施する。
その他の事項については、役員会で協議後、地域代表連絡会の承認を得て、全会員に周知するものとする。

第11条 (会費および入会金)

会費および入会金は徴収しない。ただし、必要が生じた時点で会則を改訂し、徴収するものとする。

第12条 (会計年度)

毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 (個人情報保護)

当会が取得した個人情報は、会の運営にのみ使用する。他の目的では使用しない。

第14条（会則改訂）

地域代表連絡会が提案し、役員会で協議後、地域代表連絡会の承認を経て、全会員の過半数の同意で成立する。

付則

この会則は、2019年4月1日制定の会則の改定版である。

2021年3月改訂 2021年4月1日から施行する。